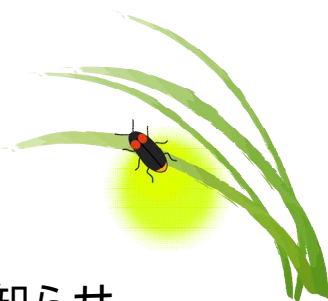




初秋の候、皆様におかれましては、益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

また、日頃より、和光市駅北口土地区画整理事業にご理解・ご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、今号では第17回審議会の報告についてお知らせいたします。



## 第17回土地区画整理審議会の報告

日時 平成24年8月9日(木)

午後2時00分から午後3時40分まで

場所 駅北口土地区画整理事業事務所 会議室

内容 損失補償の概要について【説明】

出席者 委員 9名、副市長、事務局 4名

傍聴者 11名

審議会の内容は、右欄をご覧ください。

区画整理に関するお問合せ・ご相談は下記までお尋ねください。

〒351-0115 和光市新倉1丁目11番16号

「駅北口土地区画整理事業事務所」

TEL 048-450-1602

FAX 048-450-1603

mail : e0500@city.wako.lg.jp



### 審議会の内容

#### 損失補償の概要について【説明】

土地区画整理事業の施行に伴い、建物等を移転する場合の損失補償の内容について、基本的な考え方を説明しました。

- ・移転補償とは
- ・移転方法
- ・移転工法
- ・補償の流れ
- ・補償項目

損失補償の概要につきましては、第6回審議会で説明しておりますが、次回の審議会において駅北口土地区画整理事業の損失補償基準案について諮問するため、損失補償の内容について再度説明しました。

損失補償のパンフレットは、区画整理だより第14号の添付資料として皆様へ送付していますので、ご参照ください。

#### 概略仮換地案の修正、要望についての進捗状況【報告】

概略仮換地案に対する意見や要望については、施行者としてその内容の妥当性を判断し、換地設計全般で影響の大きくない範囲で、可能な限り修正し、要望者や影響者へ個別説明を行っています。

意見、要望の内容も多岐に渡っており、時間を要しています。現在、予定のスケジュールより若干遅れている状況であり、再度見直したものを次回の審議会で説明します。